

京都府立峰山高等学校
創立100周年記念事業実行委員会

設立総会及び第1回総会



平成30年8月28日(火)
京都府立峰山高等学校(本館4階教室)

京都府立峰山高等学校
創立100周年記念事業実行委員会設立総会及び第1回総会

日時 平成30年8月28日(火) 19時00分から
場所 京都府立峰山高等学校 本館4階教室

次 第

1 開会

2 挨拶

京都府立峰山高等学校同窓会 会長
同校 校長
同校 P T A会長

野木 三司
長島 雅彦
小牧 裕幸

3 議長選出

4 設立総会議事

第1号議案 創立100周年記念事業実行委員会 規約(案)について
第2号議案 創立100周年記念事業実行委員会 組織(案)について
第3号議案 創立100周年記念事業実行委員長選任並びに役員等の指名及び
委嘱について

5 第1回総会議事

第1号議案 創立100周年記念事業実行委員会 事業計画(案)について
第2号議案 創立100周年記念事業実行委員会 収支予算(案)について

6 その他

今後の日程について

7 閉会

以 上

【第1号議案】

京都府立峰山高等学校創立100周年記念事業実行委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、京都府立峰山高等学校創立100周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、京都府立峰山高等学校創立100周年という節目にあたり、京都府立峰山高等学校（以下「本校」という。）の歴史から学び、先人の努力を顕彰し、その精神と伝統を継承すると共に、母校の更なる充実と発展を図るため創立100周年記念事業の企画立案、実施及びその円滑な運営にあたることを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）創立100周年記念式典及び祝賀会の企画立案、実施計画及び開催運営に関すること。
- （2）同記念事業に関する企画立案、実施計画及び開催運営に関すること。
- （3）同記念誌作成に関する企画立案及び作成に関すること。
- （4）前各号の事業資金に充てるための募金活動に関すること。
- （5）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織構成）

第4条 実行委員会の構成員は、次に掲げる者とする。

- （1）京都府立峰山高等学校現教職員
- （2）京都府立峰山高等学校同窓会
- （3）京都府立峰山高等学校現PTA役員

2 前項のほか、実行委員長が必要と認めて常任委員会の同意を得た者も構成員になることができる。

（委員）

第5条 実行委員会に委員を置く。

2 委員は、前条記載の構成員のうちから実行委員長が委嘱する。

（役員及び定数）

第6条 実行委員会に次の役員を置く。

- （1）実行委員長 1名
- （2）副委員長 6名以内

- (3) 事務局長 1名
- (4) 部会長 若干名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名
- (7) 顧問 若干名

(選任等)

第7条 実行委員長は、本校同窓会長の役職にある者をもって充てる。

- 2 副委員長、事務局長、部会長及び会計は、委員のうちから実行委員長が指名する。
- 3 監事は、本校同窓会監査の役職にある者をもって充てる。
- 4 実行委員長が必要と認めたときは、顧問を委嘱することができる。

(役員 of 職務)

第8条 役員 of 職務は次のとおりとする。

- (1) 実行委員長は、実行委員会を代表し、会務全般を総理する。
- (2) 副委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるとき又は実行委員長が欠けたときは、予め実行委員長が指名した順序によりその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、実行委員会全般を統括し、会議等運営のために連絡調整その他を行う。
- (4) 部会長は、部会が担当する事業の企画立案、実施及び運営を行う。
- (5) 会計は、実行委員会 of 出納及び会計事務全般を担当する。
- (6) 監事は、会務全般及び会計事務 of 状況を監査する。
- (7) 顧問は、実行委員長 of 諮問に応じ意見を述べるとともに、第2条 of 目的達成のために総合的な助言、支援を行うものとする。

(任期等)

第9条 役員 of 任期は、第16条 of 規定に基づき実行委員会が解散するときまでとする。

- 2 役員が任期中にその所属組織 of 役職を退任したときは、その役職 of 後任者が役員に指名されたものとみなす。但し、その任期は前任者 of 残存期間とする。
- 3 増員によって就任した役員 of 任期は、現役員 of 任期 of 残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は退任した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会議)

第10条 実行委員会 of 会議は、総会、常任委員会及び部会とし、必要に応じて開催する。

- 2 総会及び常任委員会は、構成員 of 2分の1以上の出席で成立し、出席者 of 過半数で議決する。但し、可否同数 of ときは、議長 of 決するところによる。

(実行委員会総会)

第11条 総会は、役員、委員及び部会員をもって構成する。

2 総会は必要に応じて実行委員長が招集し、次に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 第3条各号記載の事業の基本方針及び事業計画
- (2) 収支予算及び決算に関する事項
- (3) 実行委員会の解散に関する事項
- (4) その他実行委員会の運営及び目的達成に必要な重要事項

3 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

(常任委員会)

第12条 実行委員会の円滑な運営を図るため常任委員会を設置する。

2 常任委員会は、実行委員長が委嘱した者及び常任委員会が必要と認めた者をもって構成する。

3 常任委員会は実行委員長が招集し、次に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 第3条各号記載の事業運営、執行に関する事項
- (2) 規約の改廃に関する事項
- (3) 部会の予算及び決算に関する事項
- (4) その他常任委員会の運営に関する必要な事項

4 常任委員会の議長は、実行委員長又は実行委員長が指名した者がこれにあたる。

5 監事は常任委員会に出席して意見を述べることができる。

(部会)

第13条 第3条各号記載の事業の企画立案、事業実施計画及び運営の推進を図るため、下記の部会を設置する。

- (1) 記念式典・祝賀会部会
- (2) 記念事業部会
- (3) 記念誌部会
- (4) 名簿・広報部会
- (5) 募金部会、会計事務部会

2 部会は、実行委員長が委嘱した者及び常任委員会が必要と認めた者をもって構成する。

3 部会長は、各部会の構成員の中から実行委員長が指名する。

4 部会は各部会長が招集し、担当事業を実施するために必要な事項について専門的に検討し、その議決内容及び実施結果を常任委員会へ報告する。

5 部会の運営方法等は、各部会が別に定める。

(事務局)

第14条 実行委員会の事務局は、本校内に置く。

- 2 事務局には、事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。事務局次長及び事務局員は、実行委員長が委嘱する。
- 3 事務局次長は事務局長を補佐し、事業の進捗状況を把握し、各部会と連携し、情報収集に努めるものとする。

(経費)

第15条 実行委員会の運営に要する経費は、構成員からの拠出金、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 会計に関し必要な事項は、実行委員長が決定する。

(解散)

第16条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときは、実行委員会総会の決議により解散する。

- 2 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、本校同窓会に帰属するものとする。

(会計)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

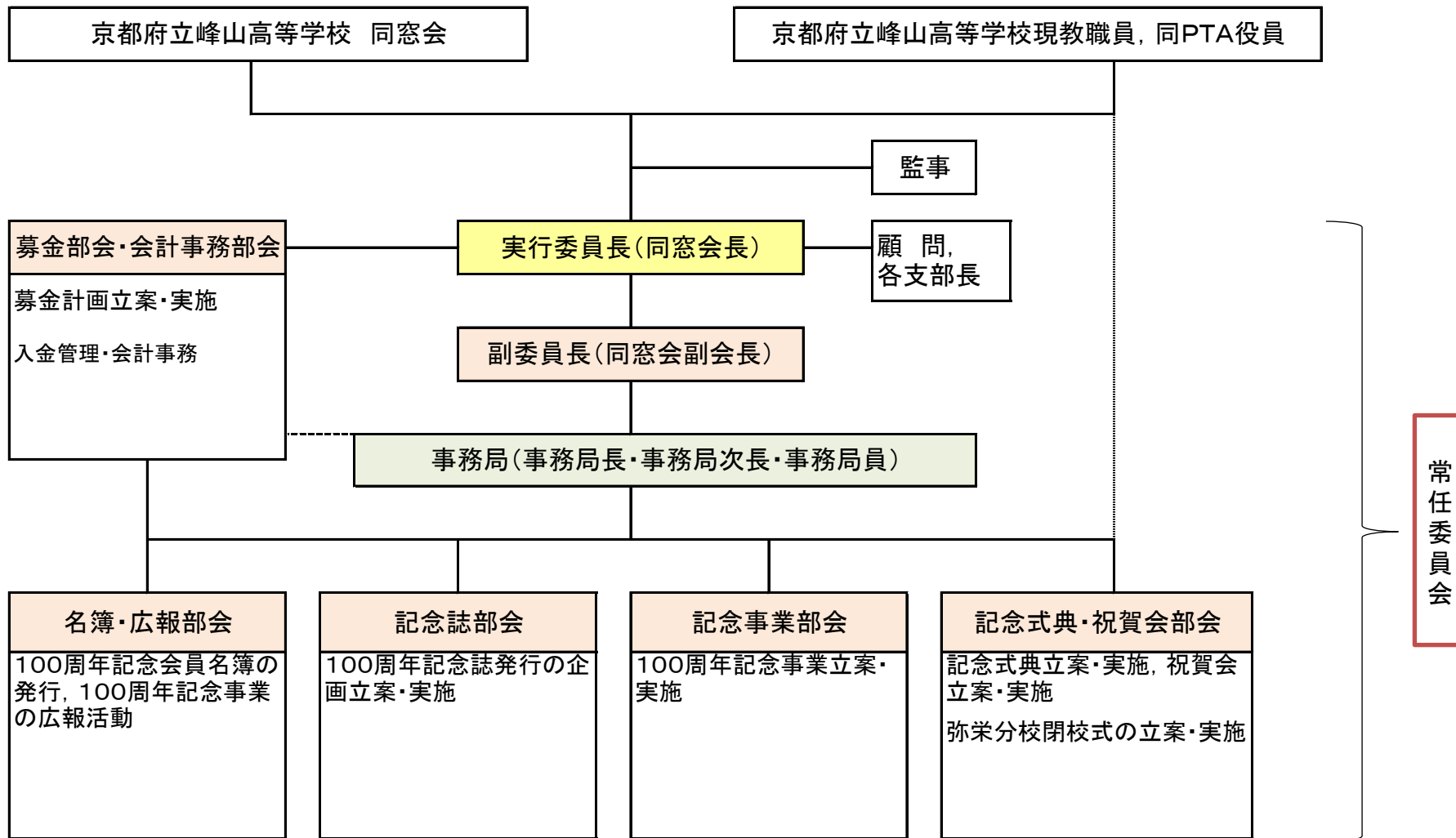
附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、実行委員会の設立日から施行する。
- 2 役員の任期は、実行委員会の設立日から始まる。

【第2号議案】

京都府立峰山高等学校創立100周年記念事業実行委員会 組織図 (案)



【第3号議案】

京都府立峰山高等学校創立100周年記念事業実行委員会役員(案)

- 1 実行委員長の選任について

- 2 役員等の指名及び委嘱について（別紙のとおり）
 - (1) 副委員長，事務局長，部会長及び会計の指名
 - (2) 顧問及び常任委員会構成員の委嘱
 - (3) 監事の選任

以 上

【第3号議案 別紙資料】

京都府立峰山高等学校創立100周年記念事業実行委員会

役員・常任委員会構成員名簿(案)

		役員等	氏名	担当部会	兼務等	備考	
常 任 委 員 会 構 成 員	役 員	実行委員長	野木 三司				
		副委員長	櫛田 恵理子	募 金			
		同	中村 雅	記念誌	部会長		
		同	田中 智子	募 金			
		同	今田 弘一	会計事務	事務局長		
		同	小牧 敬典	記念式典祝賀会	部会長		
		同	味田 佳子	名簿広報	部会長		
		事務局長	今田 弘一		会計事務		
		部会長	大同 一生	募 金	京都支部長		
		同	中村 雅	記念誌			
		同	石嶋 政博	記念事業			
		同	小牧 敬典	記念式典祝賀会			
		同	味田 佳子	名簿広報			
		同	今田 弘一	会計事務(事務局長兼務)			
		監 事	糸井 錦				
		監 事	豊田 公仁子				
		顧 問	垣中 均	記念誌			
		同	渡利 謙太郎	記念誌			
		同	平井 清司	記念誌			
		同	山本 正	募 金			
		同	井上 敏	募 金			
		同	錦織 幸子	募 金			
			峰山高校 校長	長島 雅彦	記念式典祝賀会		
			同 副校長	土手 敏通	記念式典祝賀会		
			同 副校長	大江 富士雄	記念式典祝賀会		
			同 副校長	木村 嘉宏	記念式典祝賀会		
	同 事務長	松下 康彦	記念式典祝賀会				
	同窓会庶務	行待 利康	記念式典祝賀会				
	同PTA会長	小牧 裕幸	記念式典祝賀会				
	同PTA副会長	平林 直紀	記念式典祝賀会				
	同窓会事務局	井上 繁之	会計事務				

【第1回総会 第1号議案】

京都府立峰山高等学校創立100周年記念事業計画(案)

先進事例を参考に、各部会が担当する事業の概要を示したものである。各部会においてそれぞれが担当する事業ごとに具体的な検討を行い、策定する。各部会ごとの事業計画の承認及び変更は、常任委員会において行う。

1 記念式典・祝賀会

(1) 記念式典

- ・日時・場所を部会で決定
- ・式典プログラム立案，作成
- ・来賓選定，招待案内，座席決定
- ・案内発送・集計作業
- ・記念品，パンフ等の検討
- ・その他記念式典にかかる一切の業務

(2) 記念祝賀会

- ・日時・場所を部会で決定
- ・祝賀会プログラム作成立案，作成
- ・アトラクションの検討，依頼等
- ・その他記念祝賀会にかかる一切の業務

(3) 上記にかかる事業予算書の作成

2 記念事業

(1) 創立100周年記念事業の企画立案，運営

- ・記念講演会，記念演奏会，記念モニュメント制作，教育環境の整備事業，育英基金の創設等
- ・その他記念事業にかかる一切の業務

(2) 上記にかかる事業予算書の作成

3 記念誌発行

(1) 記念誌発行にかかる事業

- ・記念誌の概要，発行部数及び発行時期の決定
- ・販売方法，発送方法の検討
- ・記念誌作成・印刷業者の選定
- ・その他記念誌発行にかかる一切の業務

(2) 上記にかかる事業予算書の作成

4 会員名簿作成・広報紙発行

(1) 創立100周年記念同窓会名簿の発行，販売

(2) 創立100周年記念同窓会報の発行，頒布

(3) 創立100周年記念事業の広報活動

- (4) その他会員名簿作成・広報紙発行・広報活動にかかる一切の業務
- (5) 上記にかかる事業予算書の作成

5 募金

- (1) 創立100周年記念事業の事業資金に充当するため、同窓会員を中心に募金活動を行う。
 - ・募金期間、募金開始時期の検討
 - ・募金案内の発送時期
 - ・募金促進活動の具体策の検討、策定
 - ・発送管理、入金管理
 - ・募金活動にかかる一切の業務
- (2) 上記にかかる事業予算書の作成

【第1回総会 第2号議案】

京都府立峰山高等学校創立100周年記念事業収支概算予算(案)

概算予算を基に、具体的な事業収支予算は、各部会においてそれぞれが担当する各事業ごとに検討し、策定する。各事業ごとの収支予算の承認及び変更は、常任委員会において行う。

【収入の部】

(単位；円)

科 目	金 額	摘 要
拠出金	7,000,000	峰山高校同窓会より
募金	50,000,000	募金により
会費	500,000	祝賀会出席者会費
合 計	57,500,000	

【支出の部】

(単位；円)

科 目	金 額	摘 要
記念式典事業費	2,000,000	
祝賀会事業費	3,000,000	
記念事業費	15,000,000	
記念誌発行費	20,000,000	
会員名簿作成・広報紙発行	8,000,000	
募金活動費・会計事務費	7,000,000	
予備費	2,500,000	
合 計	57,500,000	

以 上